

令和6年度 いばらき出会いサポートセンターPR業務委託仕様書

本仕様書は、一般社団法人いばらき出会いサポートセンター（以下「センター」という。）が発注するいばらき出会いサポートセンターPR業務（以下「本業務」という。）委託について、必要な事項を定めるものである。

1 目的

センター及びセンターのAIマッチングシステム（以下「システム」という。）の認知向上及び利用促進（会員登録者数の増）を図るため、ターゲットに訴求するPRを展開する。

2 委託期間

契約締結の日から令和7年3月31日まで

3 委託額の上限

21,678,800円（消費税及び地方消費税を含む）

4 業務内容及び仕様

(1) インターネット広告

インターネット広告を活用し、PR・情報発信を行うこと。

ア 対象

広告の対象となる地域・年齢層など必要な事項については、センターと協議し決定すること。

イ 掲載時期及び期間

掲載時期については、可能な限り早く開始することとし、センターと協議の上、PRに効果的な期間を設けること。

ウ 広告媒体

効果的な媒体を提案し、センターと協議のうえ決定すること。

エ 広告仕様

- ・ 広告制作及び配信に必要な事前調整、準備、広告媒体により定められた規格に沿った必要な作業を行うこと。
- ・ 首都圏を中心に多くの方に閲覧されるような広告とするよう留意すること。
- ・ 広告制作に必要な素材として、必要に応じて、令和5年度に制作したPR動画（※）を活用することが可能であること。なお、動画を編集の上、活用することも可能であること。その他、センターから素材の提供が必要な場合は、センターと協議すること。
（※）令和5年度に制作したPR動画とは、センターホームページに掲載している【であイバ】紹介動画及び【であイバ】EQアセスメント紹介動画である。
- ・ リンク先は、センターのホームページとすること。

オ 実施計画書

受託者はインターネット広告の配信に係る計画書を作成し、センターと協議のうえ実施すること。

(2) 交通広告

交通広告を活用し、PR・情報発信を行うこと。

ア 対象

広告の対象となる地域など必要な事項については、センターと協議し決定すること。

イ 掲載時期及び期間

センターと協議し、PRに効果的な時期及び期間を設けること。なお、可能な限り、12月までに掲載を開始すること。

ウ 広告媒体

効果的な媒体を提案し、センターと協議のうえ決定すること。

少なくともJR常磐線及びつくばエクスプレスの車両または駅構内（改札外を含む）における広告について提案に盛り込むこと。

エ 広告仕様

- ・広告制作及び掲載に必要な事前調整、準備、広告媒体により定められた規格に沿った必要な作業を行うこと。
- ・広告制作に必要な素材として、必要に応じて、令和5年度に制作したPR動画（※）を活用することが可能であること。なお、動画を編集の上、活用することも可能であること。その他、センターから素材の提供が必要な場合は、センターと協議すること。

（※）令和5年度に制作したPR動画とは、センターホームページに掲載している【であイバ】紹介動画及び【であイバ】EQアセスメント紹介動画である。

(3) 紙媒体広告

紙媒体（新聞、フリーペーパー等）の広告を活用し、PR・情報発信を行うこと。

ア 対象

広告の対象となる地域など必要な事項については、センターと協議し決定すること。

イ 掲載時期

センターと協議し、PRに効果的な時期及び期間を設けること。なお、可能な限り、12月までに掲載すること。

ウ 広告媒体

効果的な媒体を提案し、センターと協議のうえ決定すること。

少なくとも茨城新聞及び読売新聞における広告について提案に盛り込むこと。

エ 広告仕様

- ・広告制作及び掲載に必要な事前調整、準備、広告媒体により定められた規格に沿った必要な作業を行うこと。
- ・センターから広告制作に必要な素材の提供が必要な場合は、センターと協議すること。

(4) その他企画の提案・実施（自由提案）

以下の事項に沿って目的を達成するための企画を提案し、センターと協議しながら実施すること。

- ・20～30代の未婚者をメインターゲットとし、センターやシステムの認知向上及び利用促進（会員登録者数の増）につながる内容であること。

- ・若い世代へ訴求するための工夫がみられる内容であること。
- ・センターやシステムの利用が新しい出会いや幸せな結婚につながることをイメージさせる内容であること。

5 効果測定

- ・事業実施にあたっては、WEBアンケートや各種調査等を活用し、当事業の効果測定を行うこと。また、当事業がメディア露出した成果を広告換算額として算出（クリッピング作業を含む）し、都度、センターに報告すること。

6 実績報告

- ・受託者は委託業務終了後、委託業務実績報告書、効果を記載した書面及びそのデータを記録したCD-Rを添えて、センターに2部（うち1部は副本）提出すること。

7 打ち合わせ

- （1）本業務の実施に際しては、センター及び関係者からの意見・要望等を聴取し、センターと協議のうえ、業務成果へ誠実に反映させること。
- （2）受託者は月1回を目途にセンターと打ち合わせを行い、その都度打合せ記録を作成し、センターに提出すること。
- （3）打合せに要する経費は、本業務に含むものとする。

8 制作・納入物件の権利の帰属

- （1）本業務から発生した物件、成果品の所有権、著作権及びその他の権利は全てセンターに帰属するものとする。
- （2）業務の成果品に、受託者が従来から保有する知的財産権が含まれていた場合は、権利は受託者に保留されるが、センター及びセンターが指定した機関等は、業務の成果品を利用するために必要な範囲内において、これを無償で利用できるものとする。
- （3）受託者は、第三者から業務の成果品に関し権利侵害に関する訴えが生じた場合は、受託者の責めにおいて解決するものとする。

9 その他

本仕様書に定めのない事項については、その都度センターと協議して決定する。